

伊勢原市高森台 1 丁目付近配水管改良
工事(D B 方式)
募集要項

令和 7 年 6 月

令和 7 年 6 月 2 7 日 訂正

神奈川県企業庁厚木水道営業所

目次

第1章 募集要項の位置づけ	1
第2章 工事の目的、概要	1
1 本工事の目的	1
2 工事名称	1
3 工事箇所	1
4 工事主体	1
5 発注方式	1
6 選定方式	1
7 更新対象施設	1
8 対象業務	2
9 工事期間	2
10 見積上限価格	2
第3章 プロポーザル応募の手続等	3
1 事業者選定スケジュール	3
2 参加資格に関する事項	3
第4章 応募者の備えるべき参加資格要件	6
1 参加資格に関する事項	6
第5章 事業者選定手続き	9
1 選定方式	9
2 審査の方法	9
3 提案審査の方法	9
4 優先交渉権者の決定	9
5 選定結果の通知及び公表	9
6 その他留意点	10
第6章 業務における責任分担	10
1 基本的な考え方	10
2 想定されるリスクと責任分担	10
第7章 事業協定締結等	10
1 協定の締結等	10
2 対価の支払い	11
第8章 技術提案の履行に関する事項	11
1 技術提案書の履行	11
第9章 モニタリング及びヒアリング	11
1 水道営業所による工事の実施状況のモニタリング	11
2 工事に係わるヒアリング	11

別紙 1 位置図

別紙 2 積算条件標準図

別紙 3 リスク分担表

第1章 募集要項の位置づけ

本要項は、神奈川県企業庁厚木水道営業所（以下「水道営業所」という。）が「伊勢原市高森台1丁目付近配水管改良工事(DB方式)」(以下「本工事」という。)を設計・施工一括発注方式(DB方式)により実施し、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の14の規定により公募型プロポーザル方式で事業者を募集及び選定する際、プロポーザル応募者（以下「応募者」という。）を対象に交付するものである。

また、次の文書は本要項と一体のものである。

- (1) 伊勢原市高森台1丁目付近配水管改良工事(DB方式)要求水準書
- (2) 伊勢原市高森台1丁目付近配水管改良工事(DB方式)提案書審査基準
- (3) 伊勢原市高森台1丁目付近配水管改良工事(DB方式)提案書類作成要領
- (4) 伊勢原市高森台1丁目付近配水管改良工事(DB方式)様式集
- (5) 伊勢原市高森台1丁目付近配水管改良工事(DB方式)基本協定書（案）
- (6) 設計業務委託契約書（案）
- (7) 工事監理業務委託契約書（案）
- (8) 施工業務契約書（案）

第2章 工事の目的、概要

1 本工事の目的

本工事は老朽配水管リフレッシュ事業に基づき、伊勢原市高森台1丁目地内の老朽配水管を設計・施工一括発注方式(DB方式)にて更新を行うものである。

2 工事名称

伊勢原市高森台1丁目付近配水管改良工事(DB方式)

3 工事箇所

伊勢原市高森台1丁目地内

4 工事主体

神奈川県企業庁厚木水道営業所

5 発注方式

設計・施工一括発注方式(DB方式)

6 選定方式

選定にあたっては、水道営業所の意向を十分に理解した上で、豊富な経験、技術能力を有した事業者を選定するため、技術提案の内容及び価格提案を総合的に評価・採点し、その結果を踏まえ、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により優先交渉権者を選定する。

7 更新対象施設

本工事の対象施設の概要は以下のとおりとする。位置図を別紙1に示す。また、標準的な積算条件を示した図面を別紙2に示す。

○C I P ϕ 100mm L＝約666m

C I P ϕ 75mm L＝約979m

○給配水管付替180件

○仕切弁26基

○消火栓5基

※数量については、全て当初の概算数量であり本工事の設計業務によって確定とする。

8 対象業務

本工事対象業務については、次のとおりである。各業務に関する詳細は「伊勢原市高森台1丁目付近配水管改良工事(DB方式)要求水準書(令和7年6月)」(以下、「要求水準書」という。)に記載する。

(1) 設計業務

本工事の詳細設計、関連業務を実施する。

(2) 工事監理業務

本工事の施工に伴う工事監理業務を実施する。

(3) 施工業務

本工事の工事施工業務を実施する。

(4) 事業者が行う業務範囲の概要

区分	業務	概要
設計業務	現地調査	本工事に必要な調査
	埋設物調査	本工事に必要な調査
	各種申請書類作成	本工事に必要な各種申請書類作成
	詳細設計	本工事に必要な設計図書(図面、数量計算書等)の作成
	積算	詳細設計を基に単価入り内訳書(一位単価含む)の作成
	関係機関協議	本工事に必要な関係機関との協議
工事監理業務	工事監理	施工業務の工事監理業務
	変更(出来高)設計	工事の変更設計及び必要に応じて出来高設計の実施
施工業務	工事	本工事の水道施設工事及びそれに付随する舗装等関連工事
	住民説明	本工事に必要な近隣住民への工事説明
	断水等補助業務	水道施設の切替作業に伴う準備、住民への通知及び弁操作、洗管等
	竣工図書作成	竣工図面等図書の作成

9 工事期間

本工事の工事期間は、基本協定締結の日から令和9年12月9日までとする。

10 見積上限価格

本工事にかかる全ての費用について見積もること。

見積上限価格 392,245,000円(消費税及び地方消費税込)

見積上限価格は本工事の契約締結にかかる上限額であり、予定価格については、この範囲内で別途、水道営業所が算定する。予定価格を上回った提案は、失格とする。

第3章 プロポーザル応募の手続等

1 事業者選定スケジュール

事業者の選定は、次の日程で行う。

募集要項等資料の公表	令和7年6月24日
質問の受付(第1回)	令和7年6月25日～7月3日
質問の回答(第1回)	令和7年7月9日
質問の受付(第2回)	令和7年7月9日～7月14日
質問の回答(第2回)	令和7年7月18日
参加資格確認申請書類の提出	令和7年8月19日～8月22日
資格審査結果の通知	令和7年8月28日
基礎審査及び提案審査提出書類の提出	令和7年9月30日～10月3日
書面による審査、文書による確認、ヒアリング	令和7年10月上旬～中旬
優先交渉権者決定通知	令和7年10月下旬
基本協定の締結	令和7年10月下旬
設計業務等委託契約の締結	令和7年10月下旬
工事監理業務委託契約の締結	令和8年3月下旬
施工業務契約の締結	令和8年3月下旬

(注) 応募状況等によって、日程を変更する場合がある。

2 参加資格に関する事項

(1) 応募者の構成等

ア 応募者の形態は、複数の企業により構成される共同企業体として応募し、共同企業体を構成する企業を「構成企業」とし、応募の主体となる企業を「代表企業」とする。

(協定書の様式は、神奈川県ホームページ「入札参加申込書等様式集」参考)

イ 3者の共同企業体とし、構成企業には、「第4章 応募者の備えるべき参加資格要件」を満たす2者の施工企業と1者の設計企業とする。また、施工企業の最低出資比率は30%以上とし、代表企業は出資率が最大の施工企業とする。

ウ 代表企業は本工事の応募に係る手続のすべてを行う。代表企業以外が代わりに手続きを行うことはできない。

エ 本工事に係る参加資格確認のための申請書類(以下「参加資格確認申請書類」という。)提出後から優先交渉権者との各業務契約締結までの間、代表企業の変更、構成企業の変更及び追加は原則として認めない。ただし、基礎審査及び提案審査書類の提出期限までの間で水道営業所がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、これを認め

る。

オ 一つの企業が重複して本工事に応募することはできない。重複して応募していることが判明した場合、当該企業が構成員となっている共同企業体の応募は無効とする。

(2) 応募手続

本工事の受注を希望する代表企業は、以下の手続きに従うものとする。

ア 募集要項等資料の公表

募集要項等資料は、「かながわ電子入札共同システム」で公表する。

イ 参考資料の配布

本工事の事業者選定にかかる説明会は開催しない。

なお、本工事の受注を希望する応募者を対象に本工事の提案書類作成に必要な参考資料をCD-Rで配布する。希望者は令和7年6月24日から令和7年8月18日までに、エ(オ)に示す連絡先に電話連絡の上、水道営業所が指定する日時に来庁して受け取ること(郵送及び電話連絡当日の配布は行わない)。なお、当該CD-Rの受け取りには、未開封のCD-R(650MB以上、CD-RWでも可)1枚と引き換えとする。

ウ 質問の受付及び回答

令和7年6月25日午前9時から7月3日午後5時までエ(オ)に示すメールアドレスでメールにて受け付ける(その他の方法による質問は受け付けない)。質問の回答は、令和7年7月9日に行う。なお、回答内容に関する再質問がある場合に限り、令和7年7月14日午後5時までメールにて受け付け、質問の回答は、令和7年7月18日に行う。

なお、質問の回答は県企業庁ホームページ上に掲載する。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f3j/osirase/db2025.html>

エ 参加資格確認申請書類の提出

応募者は、参加資格確認申請書類を、次のとおり提出すること。

なお、提出書類の作成については、「提案書類作成要領」に従うこと。

(ア) 提出日

令和7年8月19日から22日

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの時間を除く)

※ 令和7年7月22日から令和7年8月18日まで(土日を除く)の、午前9時から午後5時の間(正午から午後1時までの時間を除く)に(オ)の連絡先に電話連絡の上、その際水道営業所が指定した日時

(イ) 提出方法

水道営業所が指定した時間に、応募者が持参すること。郵送等では受け付けない。

(ウ) 提出部数

参加資格確認申請書類については各1部とする。

(エ) 応募申込の無効

○ 参加表明書を活用せず、申込みを行った場合は無効とする。

○ 参加表明書に社印が押印されていない場合は無効とする。

(オ) 連絡先及び提出場所

神奈川県企業庁厚木水道営業所 管理・料金課

〒243-0004 神奈川県厚木市水引2丁目3-1

電話 046-224-1111

メールアドレス ki-atuei.3117.nyusatu@pref.kanagawa.lg.jp

オ 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、水道営業所から参加資格確認申請を行った者に対して、令和7年8月28日までに電子メールにより通知する。

当該通知の際、資格審査を通過した者に対しては、それぞれに提案受付番号を交付する。

参加資格を有していないと認められた参加資格確認申請者に対しては、その理由についても付記する。疑義が生じた場合は、応募者が次のとおり書面により請求すること。

(ア) 請求期限：資格審査結果通知に記載

(イ) 請求場所：エ(オ)連絡先及び提出場所と同じ

(ウ) 請求方法：苦情申立書(様式A-10)を持参又は郵送(配達証明付)すること。

(エ) 回答時期：請求期限の翌日から5日以内(閉庁日を含まない。)に請求者に対し、書面により回答する。

(オ) 応募の辞退

資格確認申請書を提出した者が応募を辞退する場合は、参加辞退書(様式A-9)を令和7年9月29日までに提出すること。なお、郵送する場合は、必ず配達証明付とし、令和7年9月29日までに必着すること。

参加辞退書を提出した者は、当初より応募しなかったこととして取り扱うが、期限までに参加辞退書を提出しないで提案書類を提出しなかった場合は、その者を選定結果公表時に公表する。

カ 基礎審査及び提案審査書類の提出

資格審査を通過した者は、基礎審査及び提案審査に関する提出書類を次のとおり提出すること。

(ア) 提出日

令和7年9月30日から10月3日

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの時間を除く。)

※ 令和7年8月29日から9月29日まで(土日を除く)の、午前9時から午後5時の間(正午から午後1時までの時間を除く。)にエ(オ)の連絡先に電話連絡の上、その際水道営業所が指定した日時

(イ) 提出方法

水道営業所が指定した時間に、応募者が持参すること。郵送等による提出は受け付け

ない。

(ウ) 提出場所

エ(オ)連絡先及び提出場所と同じ。

第4章 応募者の備えるべき参加資格要件

1 参加資格に関する事項

(1) 応募者の参加資格要件

次の項目のうち、アからサまでの要件は、すべての企業が満たさなければならない。また、シの要件は設計企業が、スの要件はハ施工企業が満たしていなければならない。

ア 神奈川県入札参加資格者(当該工事に係る業種)を有することについて、知事の認可を受けている者であること。

イ 有効な経営事項審査結果通知を受けている者であること。

ウ 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。

エ 「営業所実態調査における指導事項の改善について(通知)」を県から受けた者は、改善確認通知を受けていること。

オ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

カ 2年以内に電子交換所の取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生(再生)手続きの開始決定を受けた後「ア」の競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。

キ 6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生(再生)手続きの開始決定を受けた後「ア」の競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。

ク 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続きの開始決定がなされている者でないこと。

ケ 事業税、消費税、地方消費税を滞納している者でないこと。

コ 労働保険加入事業所であること。

サ 神奈川県暴力団排除条例第2条第2号から第5号までに該当する者又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

シ 設計企業の参加資格要件

設計企業は設計業務及び工事監理業務を行う。設計企業は、次の要件を満たすものであること。

(ア) 令和7・8年度神奈川県の競争入札参加資格の登録のうち、上水道及び工業用水道の登録を受け、神奈川県内に本店又は受任者を置く支店(営業所)を有すること。

(イ) 設計業務における配置技術者

○ 設計業務管理技術者及び照査技術者の資格要件は、次の要件を満たす者とする。

なお、設計業務管理技術者は、詳細設計完了後においても業務の全般にわたり技

術的管理を行うとともに、主要な設計及び施工の協議並びに現地調査に出席しなければならない。

資格条件については、a 又は b のいずれか一つの要件かつ、c の要件を満たす者

- a 技術士（上下水道部門又は総合技術監理部門（上水道及び工業用水道））
- b R C C M（上水道及び工業用水部門）
- c 設計業務管理技術者と照査技術者の兼務は認めない

（ウ） 工事監理業務における配置技術者

- 工事監理業務管理技術者の資格要件は、次の要件を満たす者とする。

工事監理業務管理技術者は工事監理業務を統括管理するものとする。

資格条件については、a 又は b のいずれか一つの要件を満たす者

- a 技術士（上下水道部門又は総合技術監理部門（上水道及び工業用水道））
- b 1 級土木施工管理技士

ス 施工企業の参加資格要件

施工企業は、次の要件を満たすものであること。

- （ア） 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一に規定する水道施設工事業許可を有しての営業年数が1年以上であること。

- （イ） 代表企業は、令和7・8年度の神奈川県の競争入札参加資格名簿に登録されており、「水道施設工事業」において知事が認定した等級格付けがAランクであり a 又は b の実績を有すること。

a 平成27年度から令和6年度末までに完成及び引渡し完了した水道施設工事のうち、設計・施工一括発注方式による工事の施工実績、又は、平成27年度から令和6年度末までに完成及び引渡し完了した、水道施設工事の設計・施工業務を含む包括業務委託による施工実績があること。ただし、共同企業体等の構成員としての実績の場合は、出資比率20%以上を対象とする。

b 平成27年度から令和6年度末までに完成及び引渡し完了した水道施設工事のうち、水道施設課藤沢駐在事務所又は、各水道営業所発注の施工実績があること。

- （ウ） 代表企業以外の施工企業は、令和7・8年度神奈川県競争入札参加者資格の登録のうち、「水道施設工事業」の登録を受け、伊勢原市内に本店を有する企業とする。

（エ） 代表企業における配置技術者

- 統括管理技術者の資格要件は、次の要件を満たす者とする。

本工事全体のマネジメントを行うものとする。資格条件については、a 又は b の内いずれか一つの要件かつ、c の要件を満たす者

- a 技術士（上下水道部門又は総合技術監理部門（上水道及び工業用水道））
- b 1 級土木施工管理技士
- c 参加資格確認申請書類提出時点において代表企業と直接的かつ恒常的な雇用関

係にある者

上記の直接的かつ恒常的な雇用関係については3か月以上の期間を有すること。

- 主任技術者又は監理技術者においては、次の要件を満たす者とする。
 - a 原則として、営業所の専任技術者でないこと
 - b 監理技術者の場合は、「水道施設工事」に係る監理技術者資格者証を有すること。また、監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習修了履歴の記載があること。
 - c 主任技術者の場合は、「水道施設工事」に係る資格を証明できる書類(技術検定合格証明書等)を有すること。
 - d 監理技術者の兼務に伴い、監理技術者の兼務を行う、「監理技術者補佐」を設置する場合は、「水道施設工事」に係る資格を証明できる書類(一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証明証書等)を有すること。
 - e 参加資格確認申請書類提出時点において代表企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

上記の直接的かつ恒常的な雇用関係については3か月以上の期間を有すること。

(オ) 代表企業以外の施工企業における配置技術者

- 主任技術者又は監理技術者においては、次の要件を満たす者とする。
 - a 原則として、営業所の専任技術者でないこと
 - b 監理技術者の場合は、「水道施設工事」に係る監理技術者資格者証を有すること。また、監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習修了履歴の記載があること。
 - c 主任技術者の場合は、「水道施設工事」に係る資格を証明できる書類(技術検定合格証明書等)を有すること。
 - d 監理技術者の兼務に伴い、監理技術者の兼務を行う、「監理技術者補佐」を設置する場合は、「水道施設工事」に係る資格を証明できる書類(一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証明証書等)を有すること。
 - e 参加資格確認申請書類提出時点において代表企業以外の施工企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

上記の直接的かつ恒常的な雇用関係については3か月以上の期間を有すること。

(2) 参加資格確認基準日

- ア 参加資格確認基準日は、参加資格確認申請書類の受付最終日(令和7年8月18日)とする。
- イ 参加資格確認申請書類提出後から提案書提出までの間、共同企業体を構成する企業のいずれかが参加資格要件を満たさなくなった場合、共同企業体は参加することがで

きない。

ウ 提案書提出後から優先交渉権者決定までの間、共同企業体を構成する企業のいずれかが参加資格要件を満たさなくなった場合、水道営業所は共同企業体を事業者選定のための審査対象から除外する。

第5章 事業者選定手続き

事業者選定手続きは次のとおり実施する。詳細は「伊勢原市高森台1丁目付近配水管改良工事(DB方式)提案書審査基準(令和7年6月)」(以下「提案書審査基準」という。)に示す。

1 選定方式

本工事は、応募者の経験や技術力等を総合的に活用する必要があるため、本工事における優先交渉権者の選定については、公平性、競争性及び透明性を確保した上で、公募型プロポーザル方式により行う。

2 審査の方法

審査は、以下の通り、資格審査、基礎審査および提案審査から構成される。

○資格審査

- ・参加資格要件を満たしていることを確認

○基礎審査

- ・提案価格が予定価格以下であることを確認
- ・要求水準書の要件を満たしていることを確認
- ・提案価格算定の確認

○提案審査

- ・技術提案評価 ・技術提案に関する得点化
- ・価格提案評価 ・価格提案に関する得点化

3 提案審査の方法

提案審査は、書面による審査を行う。なお、必要に応じて応募者に対し文書による確認及びヒアリングを行う。文書による確認及びヒアリングの詳細については、基礎審査結果の通知以降に応募者に別途通知する。

4 優先交渉権者の決定

水道営業所は、水道営業所が設置した審査会による「技術提案評価」に係る得点（技術評価点）と、「価格提案評価」に係る得点（価格評価点）を合計した総合評価点を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

5 選定結果の通知及び公表

令和7年10月下旬に選定結果を応募者に通知する。なお、選定後、全ての応募者の名称および優先交渉権者を「かながわ電子入札共同システム」及び神奈川県企業庁ホームページ上で公表する。

6 その他留意点

応募に当たっての費用は応募者が負担し、提出された提案書等の著作権は応募者に帰属するが、公表、その他水道営業所が必要と認めるときは、応募者の了解を得た上で、水道営業所はこれを使用できるものとする。

なお、本公募型プロポーザルに関して提出された書類は、応募者へ返却しない。

第6章 業務における責任分担

1 基本的な考え方

本工事の応募者が担当する業務については、応募者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについてはそれを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。

ただし、不可抗力等いずれの当事者の責に帰すことのできないリスクについては、この限りではない。

2 想定されるリスクと責任分担

想定されるリスクと責任分担については、本書別紙3「リスク分担表」によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで、提案を行うものとする。

第7章 事業協定締結等

1 協定の締結等

- (1) 優先交渉権者と水道営業所長は、契約の締結に関する基本協定締結に際し、基本協定の内容について提案書類提出時に未定であった事項以外は変更しないものとし、速やかに合意及び協定の締結を行う。
- (2) 優先交渉権者と水道営業所長は、提案書類に示す設計及び工事監理業務価格に基づき見積書を徴取した上で、業務委託契約を締結する。
- (3) 優先交渉権者と水道営業所長は、設計業務を行うにあたり試掘調査を行う場合、必要な試掘箇所を水道営業所長と協議し、提案書類に示す提案価格と見積上限価格との率（請負率）を踏まえた試掘調査に係る工事額に基づき見積書を徴取し、試掘調査に係る施工業務契約を締結する。
- (4) 優先交渉権者と水道営業所長は、詳細設計の完成後、提案書類に示す提案価格と見積上限価格との率（請負率）を踏まえた詳細設計工事額に基づき見積書を徴取した上で、施工業務契約を締結する。

（算定方法）

施工業務価格＝設計業務の詳細設計に基づく神奈川県企業庁の積算基準による積算価格
×請負率

請負率＝提案価格／見積上限価格

※なお、上記算定方法の「詳細設計に基づく」を「試掘調査に係る」と置き換えるものとする。

(5) 契約保証金

業務委託契約書及び施工業務契約書に基づくものとする。

2 対価の支払い

(1) 費用の支払方法

前金払及び部分払いについては各契約に基づいて実施する。

第8章 技術提案の履行に関する事項

1 技術提案書の履行

事業者の技術提案の評価内容を担保するため、事業者の技術提案項目については、原則履行を求めるものとする。具体的な履行方法については、水道営業所および事業者で協議のうえ、決定するものとする。

第9章 モニタリング及びヒアリング

1 水道営業所による工事の実施状況のモニタリング

水道営業所は、事業者が行う本工事が契約書に定める要件及び提案書類に示した内容を満たしていることを確認するために、本工事のモニタリングを行う。

モニタリング方法については、水道営業所が定めた方法に従ってモニタリングを行い、事業者はこれに協力しなければならない。

水道営業所のモニタリングにより、本工事の実施状況が設計業務委託契約書、工事監理業務委託契約書、施工業務契約書及び要求水準書等で定められた要件を満たしていないと判断される場合には、水道営業所は事業者に改善を命令し、事業者は自らの負担により必要な措置を講ずるものとする。

2 工事に係わるヒアリング調査

受注者は神奈川県企業庁が行うヒアリング調査等に協力しなければならない。

【本工事に関する問合せ先】

神奈川県企業庁厚木水道営業所 管理・料金課

〒243-0004 神奈川県厚木市水引2丁目3-1

電話 046-224-1111(代表)

FAX : (046) 224-6096

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f3j/osirase/db2025.html>

※ただし、提案、本募集要項に関する質問は、「第3章2(2)ウ質問の受付及び回答」に記載の期間及び方法に限る